

鹿屋市告示第 511 号

鹿屋市農業資金利子補給金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

令和 7 年 11 月 11 日

鹿屋市長 中西 茂



令和 7 年 11 月 11 日 決 裁

鹿屋市農業資金利子補給金交付要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市農業資金利子補給金交付要綱（平成18年鹿屋市告示第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「及び畜産経営維持緊急支援資金融通事業実施要綱（平成21年6月3日付け21農畜機第1115号独立行政法人農畜産業振興機構理事長依命通知）」を「、畜産経営維持緊急支援資金融通事業実施要綱（平成21年6月3日付け21農畜機第1115号独立行政法人農畜産業振興機構理事長依命通知）及び畜産特別支援資金融通事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農畜機第4699号独立行政法人農畜産業振興機構理事長通知）」に改める。

別表畜産特別資金の項を次のように改める。

畜産 特別 資金	鹿児島きも つき農業協 同組合 肝付吾平町 農業協同組 合 そお鹿児島 農業協同組 合 鹿児島県酪 農業協同組 合 株式会社鹿 児島銀行 鹿児島県開 拓畜産農業 協同組合 農林中央金 庫	酪農、 肉 用 牛、養 豚経営 者	経営 資金	25年 以内	毎年1 月1日 から12 月31日 までの 期間	年 1.0 パーセ ント以 内	資金の種類及び償還 期限、貸付限度額及 び対象については次 の実施要綱による。 1 大家畜経営体質 強化資金特別融通 助成事業実施要綱 2 養豚経営安定資 金特別融通助成事 業実施要綱 3 大家畜経営活性 化資金特別融通助 成事業実施要綱 4 養豚経営活性化 資金特別融通助成 事業実施要綱 5 大家畜経営改善 支援資金特別融通 助成事業実施要綱 6 養豚経営改善支
----------------	---	-------------------------------	----------	-----------	---	--------------------------	--

							援資金特別融通助 成事業実施要綱
							7 大家畜特別支援 資金融通事業実施 要綱
							8 養豚特別支援資 金融通事業実施要 綱
							9 畜産経営維持緊 急支援資金融通事 業実施要綱
							10 畜産特別支援資 金融通事業実施要 綱

附 則

この要綱は、令和 7 年11月11日から施行する。